

様式第3 法第48条第1項第4号関係（農業振興地域の変更）

農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する
農業振興地域の変更に関する事項

図面記号																																							
K																																							
市町村名	農業振興地域名	農業振興地域の範囲	変更の概要																																				
相馬市	相馬	相馬市の区域のうち、次の1から5までに掲げる区域を除いた区域 1 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域として、都市計画を定める件(昭和59年相馬市告示第21号)により定められた区域 2 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第1項の規定により定められた港湾隣接地域の区域 3 港湾法第38条第1項の規定により定められた臨港地区の区域 4 福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第5条第1項の規定により定められた松川浦県立自然公園の区域(次に掲げる区域(満潮時に陸地から孤立する区域を除いた区域)を除く。) <table><tr><th>大字</th><th>字</th></tr><tr><td>和田</td><td>玄蕃壇</td></tr><tr><td>〃</td><td>下駄迫</td></tr><tr><td>〃</td><td>道下</td></tr><tr><td>〃</td><td>北ノ坪</td></tr><tr><td>〃</td><td>下柴迫</td></tr><tr><td>〃</td><td>中迫</td></tr><tr><td>〃</td><td>北迫</td></tr><tr><td>尾浜</td><td>札ノ沢</td></tr></table> 5 国有林の区域	大字	字	和田	玄蕃壇	〃	下駄迫	〃	道下	〃	北ノ坪	〃	下柴迫	〃	中迫	〃	北迫	尾浜	札ノ沢	拡大 面積：81.9ha 範囲：福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第5条第1項の規定により定められた松川浦県立自然公園の区域のうち次に掲げる区域(満潮時に陸地から孤立する区域を除く。) <table><tr><th>大字</th><th>字</th></tr><tr><td>和田</td><td>玄蕃壇</td></tr><tr><td>〃</td><td>下駄迫</td></tr><tr><td>〃</td><td>道下</td></tr><tr><td>〃</td><td>北ノ坪</td></tr><tr><td>〃</td><td>下柴迫</td></tr><tr><td>〃</td><td>中迫</td></tr><tr><td>〃</td><td>北迫</td></tr><tr><td>尾浜</td><td>札ノ沢</td></tr></table>	大字	字	和田	玄蕃壇	〃	下駄迫	〃	道下	〃	北ノ坪	〃	下柴迫	〃	中迫	〃	北迫	尾浜	札ノ沢
大字	字																																						
和田	玄蕃壇																																						
〃	下駄迫																																						
〃	道下																																						
〃	北ノ坪																																						
〃	下柴迫																																						
〃	中迫																																						
〃	北迫																																						
尾浜	札ノ沢																																						
大字	字																																						
和田	玄蕃壇																																						
〃	下駄迫																																						
〃	道下																																						
〃	北ノ坪																																						
〃	下柴迫																																						
〃	中迫																																						
〃	北迫																																						
尾浜	札ノ沢																																						

(注)

- 1 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 2 農業振興地域の範囲は、変更後の農業振興地域の区域を市町村、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向を記載すること。又は、平面図（2,500分の1程度）にその範囲を表示すること。
- 3 変更の概要は、農業振興地域の拡大又は縮小ごとにその範囲及び面積を記載すること。

相馬市土地利用計画図



相馬農業振興地域の指定

